



ISSN 0385-0838

第 111 号

発行所

亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境5-24-10

電話 0422 (54) 3111

郵便番号 180-8629

棚田からみるアジア

棚田の公益的な機能についての評価

春山成子

はじめに

世界遺産に指定されているものの多くは、単位面積が小さく、対象がはつきりとしているもの、具象的な神社、宮殿といった建物もあるが、フィリピン・ルソン島東部にあるイフガオの棚田も、また、世界遺産指定を受けたものである。稲を植えている、このような水田が世界遺産指定を受けていることを知っている人はどのくらいいるのであろうか？無論、そびえたつイフガオの棚田はたゆまない人間活動の記念碑

であり、労働の賜物であり、なおかつ、水のピラミッドといえよう。

日本でも石川県能登の白米地区の棚田が文化財指定を受けた。ついで、長野県更埴市の田毎の月の棚田が注目されている。このような水田はだれでもが見慣れた風景であって、しかも、実に生活のにおいが漂う農業空間でもある。そしてそこには水田を耕す農夫がいる。しかし、このような見慣れた景観をもつ地域が丸ごと文化的景観として、文化財として高い評価を受けている。

同じような中山間地域としてはイタリアの中

目次

棚田からみるアジア 棚田の公益的な機能についての評価	春山 成子	(1)
国民皆保険に着手したフィリピン	野沢 勝美	(4)
問い直される在日朝鮮人「科協」と北朝鮮の関係	安部 桂司	(6)
《書評》ニクラス・エバースタット『北朝鮮最期の日』	野副 伸一	(10)
『アジアの窓』香港のデモと「一國兩制」	小林 照直	(12)
アジア研究所だより		(12)

世の町と村落もあげられよう。ひとつはアジアにあり、ひとつはヨーロッパにあり、いづれ異なる自然景観のなかに営まれている農業景観である。中山間地域の経済的に見たら価値が無いように思える、労働が大変で多くの労働者が逃げ出していった傾斜地の条件不利地域の農業がここまで評価されている理由はどこにあるのだろうか？

棚田は今

河川の流域圏がとわれたのは第三次全国総合

開発時代からである。定住圏としての河川流域の評価のみならず、当時、汚濁水質が顕在化していた河川の上下流の調整、農業においては利水の上下流の調整までが問われていたのである。河川を流域的視野から見ると、広い視野から流域管理を評価することが求められていたにもかかわらず、当時においては、現実的な問題として河川流域の中における個別地域で対応可能な環境認識のみが先行していた。

このような河川環境理念は一九九〇年代で終焉を迎えている。一九九七年に新河川法が成立することで、河川の自然環境・社会環境を創造することによつて市民権が得られるようになった。グローバルに見てみると、どの国においても、河川と河川を取り巻く自然環境は、長期的環境変動を大きく反映しており、さらに、人間活動の結果の開発圧力を受けて、その応答も出やすい。きわめてヴェイジユアルな環境を人間の目に焼き付けてくれる。

河川環境は河川地理学的に見てみると、上流、中流、下流のシステム系の中にあり、各々は地質、地形、植生、気候などのファクターによつて支配されている。これはすなわち、河川上流地域に位置している中山間地域が十分に環境を保全されることが、河川下流地域の平野での人間活等に健全さをもたらすことができるということを示している。

近年、中山間地域の過疎化とともに、急傾斜地農業地域における耕作放棄が問題となっている。ある研究者は耕作放棄後の水田は元の林野に戻るの、自然のひとつのシナリオである

う。しかし、多くの食料を海外に依存している日本のような国において、食料安全保障的な立場からみると、将来、食料生産地域として再現させようとしたとき、一度放棄された傾斜地水田を復田させるために、大きな手数のかかる。このようなことを考えに入れると、残すことが可能な傾斜地水田を保全していく活動は重要である。

棚田と公益的な機能

勾配一／二〇以上、面積一haの棚田は全国で一三八八二箇所、九〇一市町村に分布するが北海道、青森県、茨城県、埼玉県には少なく、地形・地質からみて、棚田の多くは第三紀丘陵、火山山麓緩斜面、地すべり地に立地している。傾斜地農業は過重労働・機械化の困難性から過疎化が進み、一九九三年には全国で棚田一二％が耕作放棄されるに至った（中嶋一九九）。

一九九〇年の中山間地域総合整備事業の開始は中山間地農業を労働集約・高付加価値型の農業と位置付けて農林産物素材の加工、観光振興などへの価値づけを可能とさせ、省庁連携下で生活環境と定住条件を整備して地域資源の適切な利用・管理の方向性を支持させることになった。一九九三年、総合農地防災事業、ふるさと水と土保全対策が開始すると、棚田の存在が、

- 1) 耕作継続が河川流域の生態系を保全し、
- 2) 日本の原風景である景観美を創造し、
- 3) 稲作文化と歴史的な意義を有し、さらに、
- 4) 環境教育の場の提供も可能であるといった評価

も得るようになった（春山一九九五、中嶋一九九）。

さらに、早瀬（一九九九）は棚田二・一haが約六・六億m³の洪水流を貯留し、豪雨時の流出率を抑制するとしたが、このような観点からすれば、棚田耕作継続が将来的にはダム治水に頼らない流域管理の方向性、治水対策への構造物建設を伴わないソフトな代替案としての意義も高いといえよう。

棚田再評価への動きは、農水省の棚田百選、文化庁の長野県更埴市・石川県白米の棚田名勝指定にも反映されたが、広域連携で農地保全の支援体制を整備するきっかけともなり、棚田保全運動は棚田オーナー制にみるように全国的展開を示すことになる。

棚田保全の動き

一九五六年の石川県白米千枚田の文化財指定、景勝保存基金の設置で棚田保存は可能となったが、一九六〇年以降の中山間地域の過疎化は急速な棚田耕作放棄を進めた。このような中、一九九二年に高知県梼原町で「棚田オーナー制」が全国に先駆け実施され、一九九四年には棚田保全と地域活性化を目的として棚田を保有する一六市町村、劇団ふるさとキャラバンを中心に全国棚田連絡協議会準備会が発足した。高齢化と人口減少で耕作困難な棚田の労働力を村内労働に留めず、村外の都市住民に委ね積極的に農村に受け入れ耕作を継続し、棚田保全を実現しようとする発想の転換期である。

一九九五、棚田保全に賛同した西日本二四地方自治体、関東地方中心とする五団体、二六個人・賛助会員が母体となり全国棚田連絡協議会は組織化された。首長会議である第一回棚田サミットは高知県梶原町で開催され、棚田の公益的機能に注目し、棚田保全の重要性と耕作継続への意義の合意をみた。第二回サミットは佐賀県西有田町、第三回は長野県更埴市、第四回目は新潟県安塚町、第五回目を三重県紀和町、第六回目を福岡県浮羽町・星野村二町で開催し、年第七回目を石川県輪島市に引き継いだ。

全国的視野にたち、協議会の活動拠点は特定地域に留めず広域連携の運営方針をとったことに特色がある。協議会は棚田を保有する地方自治体を中心に組織化されているが、東京に事務局をおく劇団ふるさとキャラバンが棚田保全活動の全国的ネットワーク化と情報の収集、機関紙「ライステラス」による情報発信までを行い、都市住民である個人・賛助会員相互の意見集約の機能も担っている。このような棚田支援ネットワーク形成そのものが、農村・都市の交流活動の活性化を促すことになり、設立当初、協議会加盟団体は中・四国へと運動は波及していった。

環境の時代へのメッセージは棚田から

今まさに、環境の時代である。ヨーロッパにおける中山間地域の条件不利地域で中山間地の直接支払い制度が生まれたのは三〇年も前のこ

とである。どの国においても、経済的には見合わない農業への切捨てが考えられていたが、環境をよりよく保つために、中山間地域の存在は「洪水緩和、地すべり緩和などの国土保全の機能」、「人間生活のアメニティー」を与え、「休養を必要とする都市民のための健康・療養的な機能」を担い、「生き物をはぐくむ環境」を保持していることが評価された。耕作継続が河川下流域への環境緩和になり、人間の活動をフオローする。このような視点から中山間地域の農業の存在そのものに税金をかけることになったのである。

このような動きは、(1) 河川流域の上流域域を持つ河川生態系が流域規模の影響を与えるものであることが合意されていること、また、(2) 沖積平野を対象地域として都市圏が拡大するとともに、河川環境は変化したこと、河川環境変化とともに、(3) 従来、河川環境が保持していた公益的の多面的な機能が失われてきたこと、(4) 人工的な河川空間が与える人間のサイコロジックの変化と社会問題、(5) 河川の水質悪化にともなう環境汚染、(6) 地域の歴史的文化財としての河川および河川構造物の喪失、(7) 各河川流域の持つ流域文化の喪失など多分野に影響を波及している。すなわち、文化として歴史として景観として、河川上流域域にある棚田が環境保全のための活動の視点として再認識されている。

(はるやましげこ・東京大学大学院新領域創成科学研究科助教)

中国・「退耕還林」を継続中

九八年の長江大洪水を契機に、中国では傾斜度二五度以上の耕地を林や草地に戻すプロジェクトが推進されてきた。このプロジェクトの目的は土石流、砂漠化の防止といった生態環境の改善ばかりでなく、農業生産構造の調整や山地農民の貧困救済をも含むものであった。

耕地を林や草地に戻す農家には、一ムー(〇・六七ha)当り次のような補助が行われている。即ち食糧(長江上流域一五〇kg、黄河上流域一〇〇kg)、補助金(二〇元)および種苗代(五〇元)の給付である。これらの補助期間は、果樹などの経済林で五年、生態林(自然林)で八年とし、八〇%以上は生態林とすることが義務づけられている。

九九年一〇月に四川省、陝西省および甘粛省を実験地として始まった「退耕還林」は、その後実施地域が吉林省、黒龍江省など東北地区にも拡大され、二〇〇二年末までには二七五万haの耕地が林草地に戻されている。

この間、農民が収入に直結する経済林を選好しがちである。補助金が農民の手に届かない、逆に村ぐるみで補助金を搾取する、苗木の根付率が低いなど、多くの問題が報じられてきたが、二〇〇二年十二月には九九年以来の一連の通達が法制化されている。

「退耕還林条例」の分布は、「退耕還林」政策の更なる継続(二〇一〇年まで)を保証することになる。

国民皆保険に着手したフィリピン

野 沢 勝 美

アジア通貨危機を契機に開発問題の領域にソーシャル・セーフティネットの概念が導入された。アジア途上国においては、経済のグローバル化に対する安全網として社会保障制度の拡充が政策の選択肢に加わった。なかでも加入者のリスク負担による医療保険（以下、「健康保険」）の整備が課題となった。本稿では、アジア諸国にあって、国民皆保険を掲げるフィリピンについてその現状と課題を考察する。

国民の半数がすでに健康保険加入

フィリピンにおける社会保障の歴史は他のアジアに例を見ないほど古く、戦前に遡る。国家公務員と地方公務員を対象とした健康保険および休業補償保険は、アメリカ統治下の一九三七年に公務員保険機構（GSSIS）が発足している。戦後の一九五七年には民間労働者を対象とした社会保障機構（SSSS）が発足した。

一九九〇年代に入るとフィリピンの医療制度をめぐる背景が転換した。構造調整政策のもと一九九四年にラモス政権の「社会改革アジェンダ」による社会開発促進の宣言、および一九九一年地方政府法制定を受けた地方分権の促進である。

一九九五年に至り、国民健康保険プログラム（NHIP）制定とその実行組織であるフィリピン健康保険公社（以下、「健康保険公社」）設立を規定する国民健康保険法が制定された。同法では一五年以内に国民皆保険の実現を掲げている。

NHIPでは、前述のSSSS、GSSISの事業のうち健康保健部分をNHIPへの自動的加入が規定された。同一保険・同一医療サービス給付の導入である。健康保険公社の基本的目標は、医療給付サービスの拡充で、これは二局面に分けて取り組まれる。第一局面は治療であり、全国一五一カ所（全医療機関の九五％）において入院プログラムを実施する。第二局面は予防治療・健康増進で、全国の農村保健所、健康センター、三四八の登録病院において外来、検診を実施する。

二〇〇一年一二月現在のNHIPの保険料支払加入者は八八五万世帯、対象者は三七四六万人で全人口の四八・一％である。国民の約半数がすでに国民健康保険に加入している。対象者の構成をみると、最大はフォーミナル・セクターに位置付けられる強制加入の対象である被雇用者で、SSSS加入の民間労働者、GSSISの加

(表1) フィリピンの国民健康保険加入者数 (2001年12月現在)

区 分	保険料支払加入者		対 象 者	
	世帯数 (世帯)	構成比 (%)	人 数 (人)	構成比 (%)
民間労働者	5,291,005	59.8	20,767,114	55.4
公務員 ⁽¹⁾	2,110,801	23.8	8,948,003	23.9
自営業者	929,589	10.4	4,181,648	11.2
貧困者	619,014	7.0	2,847,464	7.6
退職者			716,176	1.9
合 計	8,850,409	100	37,460,401	100.0
(参考) 全国	15,585,179	56.8	77,925,894	48.1

(注) (1)任意加入を含む。
(出所) Philippine Health Insurance Corporation.

入の公務員からなり、全加入者の七九・三％を占める。次いで自営業・任意加入者で一一・二％に達する(表1参照)。

最貧層対象の健康保険制度が発足

前述のとおりNHIPは、国民皆保険の達成を規定した。このため人口の二五％の最貧層を対象とする医療プログラムが発足したのである。一九九六年に発足の「大衆のための医療」

(表2) 「大衆のための医療」保険料の地方政府負担

地方政府 歳入区分 ⁽¹⁾	年次	分担比率 (%)	中央政府 負担年額 (ペソ)	地方政府 負担年額 (ペソ)
1級から3級	全年次	50 : 50	594.00	594.00
4級から6級	初年次・2年次	90 : 10	594.00	118.80
	3年次	80 : 20	594.00	237.60
	4年次	70 : 30	594.00	356.40
	5年次	60 : 40	594.00	475.20
	6年次以降	50 : 50	594.00	594.00

(注) (1)財務省が規定する財政収入規模による区分。

(出所) Philippine Health Insurance Corporation.

プログラムがそれである。
「大衆のための医療」の加入者負担保険料は均一で、一世帯あたり年額一一八八ペソである。しかし最貧困層には保険料支払の経済的余裕はないのが現状である。そこで保険料は、中央政府と地方政府が折半して分担するとした。財務省が規定する財政収入規模に応じた区分の四級から六級までの地方政府には調整がなされ、六年目になって各々五九四ペソを負担する(表2参照)。この場合の地方政府は、基本的には州政府を構成するムニシパリティ(町)と

なる。

こうして集められた保険料一一八八ペソのうち八八八ペソは健康保健公社に回され、前述の第一局面の治療・入院プログラムに当てられる。残りの三〇〇ペソは医療給付改善目的で健康保険公社の資本増強基金に繰り入れられる。資本増強基金は健康保険公社に認定された登録保険所において同じく第二局面である予防治療、健康増進の医療給付に充当されることになる。

二〇〇一年二月現在の「大衆のための医療」の実績をみると加入者は、一一三の州・市、七六四のムニシパリティ(町)にわたり、六一・九万世帯(人口規模で二八五万人)である。これは最貧困者数の一四・六%、全国世帯数でもわずか三・九%にすぎない。政府は二〇〇四年までに同プログラムの対象を三八〇万世帯に拡充するとしている。このため、事業の進捗状況はいま少し速まることになる。

地方政府の財政改善がカギ

一方、政府は「保健部門改革アジェンダ(HSRA)(一九九九―二〇〇四年)を策定し、同期間にまとを絞り保健医療制度改革実施するとしている。画期的な医療制度である国民皆保険の実現があらためて政策課題となった。この成否は国民健康保険から除外されてきた最貧層であるインフォーマル・セクターをいかにして公的な社会保障制度に取り込むかにある。国民皆保険をめぐる課題には次の四点がある第一に、加入者拡大の遅れである。保険料引下げ、一部払戻しなどのインセンティブ付与が不

可欠である。

第二に、コミュニティ基盤医療組織(CBHC)の構築と団体保険の設計によるその強化である。CBHCの機能は、健康保険公社とのそれと連携したものであり、保険料徴収などの金融仲介、医療サービスの提供、マーケティング支部組織として情報の提供である。このため、現在はドイツ技術協力公社(GTZ)が技術指導にあたっている。

第三に、モラルハザードの回避である。貧困者認定のガイドラインは存在するが、登録ヘルスカードの発行は地方政府の裁量となっている。タイでは、一九八〇年代の貧農向けの「低所得者のための医療費免除証」が失敗した反省に立って、「医療費三〇パーセント制」が導入された経緯がある。登録ヘルスカード制の成否はNHIPの持続性確保の前提条件となっている。

第四に、これが最も重要な課題であるが、地方政府の財政的裏付けが不十分である。中央政府による地方交付金である内国歳入割当は、その二〇%以上を地方開発プロジェクトに充当すると地方政府法で規定されている。この割当額そのものが少額であるため民間資金による支援が必要となる。二〇〇二年現在で健康保険公社と覚書交換をしたスポンサーは三〇件にすぎない。この拡充が急がれているところである。以上、フィリピンの国民健康保険制度について述べてきた。地域保険として出発し一定の成功実績を有する日本の国民健康保険の事例が新たに注目されている。

(のざわかつみ・国際関係学部教授)

問い直される

在日朝鮮人「科協」と北朝鮮の関係

安部桂司

最近の新聞報道に見る「科協」

関係者によれば、「科協」(在日朝鮮人科学技術協会)は過大に評価されているそうである。「カキヨウ」と呼ばば一般には「華僑」だと受け取られていた。それは北朝鮮問題家の間でもつい最近まで、そうであった。処が、二〇〇三年に入ってから「カキヨウ」は「科協」と認識されてきた。科協が認知されてきたのは、北朝鮮の核とミサイルの開発を支えている団体のように受け取られるようになったからである。日本の市民社会の安全を脅かす組織との疑いを持たれはじめたからでもある。

「科協」に対する評価に関連し、金正日総書記の「先軍政治」との兼ね合いで論じた報道の嚆矢は『AERA』誌(二〇〇二年一月一日号)であった。『AERA』誌の「北朝鮮取材班」は「ミサイル技術日本との接点」のなかで、「全国科学者・技術者大会(一九九九年三月、平壤)での崔泰福朝鮮労働党書記の科協の活動に関する発言を紹介している。

て科協が朝鮮総連と並んで傘下・関連企業に物資購入の指示を与える模様が図示されている。さらに、ミサイル関連機器の不正輸出疑惑が報道され、ミサイル推進薬製造に関わる粉砕機「ジェットミル」を不正輸出したとして「セイシン企業」(東京都渋谷区)が摘発されたことも見逃せない。『朝日新聞』(二〇〇三年六月四日付け)によると、朝鮮総連の傘下団体「在日朝鮮人科学技術協会」(「科協」)幹部は九三年末、都内の機器販売会社にジェットミルなどを買ってくれるよう頼み、販売会社から持ちかけられたセイシンが受注している。

「科協」の役割

従来あった在日朝鮮人科学者協会が一九八五年七月に改編され、より幅広く在日朝鮮人の科学者、技術者および生産業者を網羅して結集した組織が「在日朝鮮人科学技術協会」、略称「科協」である。だが、その歴史は、それ以前の科学者協会の時代にまで遡られる。例えば、科協は一九六〇年以後毎年「学術報告会」を開催している、と述べている。

一九九六年の「科協」学術報告会で行われた「科学技術と在日同胞のシンポジウム」の資料を見ると、若い日朝鮮人科学者や技術者により広範な活動の場が設けられている実情が紹介されている。産業界での活躍、大学院への進学者の増大、研究環境の好転などが報告がされている。その報告では、「より高度な研究成果を挙げ、日本社会で朝鮮人科学・技術者の認知度

この発言は在日の科学者、技術者が繰り広げた北朝鮮の富強発展と朝鮮半島の統一のための「愛国的な活動」が、崔泰福書記が言う「一〇〇%我々の力、我々の技術で初めて人工衛星(日本で言うテポドン1号)を成功裏に発射したのは、最新科学技術発展で成し遂げられた最も誇らしく、貴重な成果」と、結びつけられて考えられるようになったことを示している。つまり、北朝鮮のミサイル開発との関係で科協の「愛国活動」が見られるようになったのである。むろんこのような認識の形成に『産経新聞』紙の報道も深く関わっているようだ。例えば、同紙の「北朝鮮問題取材班」は、「北朝鮮ミサイル関連技術」(二〇〇三年二月三日付け)の取材記事の中で、「北朝鮮の戦略物資調達の仕事」という図解を試みているが、朝鮮労働党第二経済委員会の戦略物資調達の指示を受け

を高めて行くことが必要だ」と語られている。この「学術報告会」の報告を読む限り、少なくとも「科協」は、科学を学ぶ在日朝鮮人の親睦団体である。

三年毎に開催される「科協」の大会報告を読むと、毎回熱く祖国が語られている。例えば最近の「第一六回大会事業報告」(二〇〇一年開催)であるが、北朝鮮の科学技術発展に寄与することがスローガンにもなっている。その北朝鮮は、「科学技術は強盛大国建設の力強い推進力」(キムドック『経済研究』二〇〇一年一月刊)だと主張している。その内容は、科学技術の発展が軍事強国の威力を更に高めさせると論じている。つまり、「全ての軍事装備を現代戦の要求に合うように生産保障できるようにするには、科学技術の発展が欠かせない、一般的に国防工業は民需工業部門より更に最先端科学技術で武装することを要求している。現代の戦争は科学技術の対決だから、現代的で威力ある軍事技術装備での武装が必要であり、北朝鮮の武力の優越性を全世界に誇示出来るのは、まさに軍事科学技術である」と述べている。

それ故、科協が一六回大会で北朝鮮の「強盛大国建設は、科学技術によって担保」されていると報告し、その北朝鮮の科学技術発展に寄与することをスローガンにすることが問われているのである。一六回大会以前にも、北朝鮮の科学技術発展と社会主義建設に貢献することが次のように報告されている。

我々が、社会主義祖国の富強発展のため、特色ある寄与をするためには、経済大国を誇

り、科学技術の発展水準の高い日本で生活し、事業していると言つ立地条件をあまねく利用し、在日朝鮮科学者、技術者でなければ出来ないことをずば抜けてせねばならない。(一九九五年「学術報告会」での基調報告)

遅れている北朝鮮の科学技術

従来北朝鮮は建国以来旧ソ連圏に研究者を留学させて自国の科学技術を発展させたと考えられて来た。しかし、両国の科学技術協力に関する議事録からは、技術の流れが旧ソ連から一方的に北朝鮮へ流れただけでなく、双方向的なことが伺われるのである。(木村光彦・金子百合子「一九五九年の北朝鮮・ソ連科学技術協力に関する資料」下、『青山国際政治論集』六六号、二〇〇二年五月参照)そこには、「製造経験・科学技術成果の譲渡に関するソ連側の希望に応えることに朝鮮側が同意した」と明記されている。つまり旧ソ連は、北朝鮮から製造経験と科学技術成果について説明を受けることを認めさせている。

旧ソ連が北朝鮮から製造経験と科学技術成果の説明を求めた内容には「酢酸ビニール製造」があった。これは石炭化学に関わる分野で、北朝鮮側技術の優位を示していた。とは言え内実を見ると、この分野では北朝鮮は旧ソ連でなく、植民地宗主国である日本を頼らざるを得なかったのである。

北朝鮮が科学技術で如何に遅れているかを、人材面で実証した報告が韓国で出されている。

そこには「国内大学の水準が低かったがため外国留学生の活用もろくに行われていなかった。先ず外国留学生の派遣先が社会主義国家を中心に推進され、この中でも一九六〇年代まではソ連に、一九八〇年代以降からは中国に極端に備っていた。これにより北朝鮮は資本主義の先進国の発達した技術をきちんと導入出来なかった」(イ・チュンゴン)と、その科学技術面の遅れが指摘されている。

韓国側の指摘だが、金日成親子に対する偶像化と政治思想教育も理工系卒業生の質低下の大きな要因になったようである。留学から帰って来た優秀な人材を現場支援中心に配置しても、自力更生と主体の「経済理論」による国内原料に依拠する研究開発体制は先進技術の導入の障害となり、先進技術導入を強く主張すると事大主義者として批判を受けた、と言われる。それ故、優秀な外国留学組を活用し、新産業を創出する未来志向的な研究を遂行し、先進国に追いつくための戦略分野に集中する研究は殆ど遂行されないことになる。また、未来志向的な研究を行うおうとする科学者は修正主義の伝播者と誤解されたのである。

このことは「科協」の「学術報告会」で北朝鮮へ日本の学術文献、工作機械、設計図面、製品カタログを送ったことに関連し、「この時期、科学技術書籍と資機材、見本品は、祖国の科学者、技術者には砂漠での泉のように貴重なモノであった」(前掲、一九九五年)と、述べられていることから伺える。それは科学技術の発展した日本から見ると、北朝鮮は科学技術面

砂漠のように干からびた国だと感じたからである。

「科協」と愛国工場

この砂漠のような科学技術国である北朝鮮へ「科協」は、幾つもの先端技術の工場建設を図る。それが「愛国工場」と呼ばれる、日本からの技術移転を伴う工場建設である。だから、北朝鮮には「愛国工場」が幾つも存在する。代表的な愛国工場を挙げると、平壤小麦粉総合加工工場、平壤オンビール工場、平壤製薬工場、平壤金属建材工場、安州製紙工場などがある。この中には、工場全体の建設に関わったモノもあるが、主要な工場設備の設置に関わったモノもある。一九八〇年代で六七工場の製造設備の設置に関わり、投資額二〇〇億円と伝えられている。この時代に建設された有名な金万有病院も「愛国金万有病院」と呼称されている。

金日成は在日商工人が北朝鮮を訪問した際「在日同胞商工業者は祖国の社会主義建設に積極的に寄与すべき」と力説した。それを受けて、翌一九七七年四月には「平壤愛国製糖工場」が建設されている。一九七九年には、在日朝鮮人科学者へ北朝鮮の「科学技術を発展させる」ことを課題として提示した。同じ四月に「平壤愛国製糖工場」の竣工式が行われ、これには朝鮮総連の韓徳鉄議長も参加した。

この間、「科協」は北朝鮮から訪日する経済技術代表団の接待を通して、順川セメント工場の設備調査と検査、黄海製鉄連合企業所の自動

化、殷栗鉱山のベルトコンベアの建設、乾電池工場設備の導入、連続鋳造設備の導入などで協力した。

これらの成果を受けて、金日成は朝鮮労働党中央委員会第六期第一次全員会議（一九八六年二月六日～八日開催）で「技術革命の促進と金属工業の発展について」という題で総括している。これには、外国の先進技術の導入に力を入れることが強調され、「在日本朝鮮商工業者たちとも合併会社を組織し、日本の先進技術を取り入れることを指示した。早速に金日成は、この後平壤を訪れた「在日本朝鮮人商工連合会結成四〇周年在日朝鮮商工人感謝団」（团长全演植会長）に接見し、商工人に北朝鮮との合併の必要性を説いている。この一九八六年二月二十八日の接見で金日成が「同胞商工人が祖国と合併することが大切である」と述べた教示を貫徹するキャンペーンが、その後在日本朝鮮人商工連合会の大きな運動となっている。

合併事業は一九八四年に法律の公布と施行によつて始められ、二年間の準備期間を経て、一九八六年一〇月の朝鮮国際合併総会社が設立され、本格化した。これには「科協」及びその構成員である科学者、技術者が多く関与している。「科協」の黄喆洪会長は「合併事業は食堂、喫茶店のサービス部門から始められ、四五年の間に農業、水産業、鉱業、軽工業、電気、機械、化学などの部門まで大きく拡大した」（「在日本朝鮮人科学技術協会の対北韓科学技術協力経験」『科学技術政策』二〇〇二年四月刊）と報告している。これは在日朝鮮人科

学技術協会が第三次七力年計画へ参画した記録ともなっている。

「科協」の黄喆洪会長は、これら北朝鮮への技術支援について「海外僑胞は海外に住んではいるが、自分の祖国の科学技術発展に尽くすことが出来る有利な条件が整えられている」と指摘する。そして、合併事業の軽工業部門では、紳士服、ジャンパー、ブラウス、スウェット、絹織物、婦人服、ショーツなどの繊維製品製造業、洋傘、段ボール、ピアノなどの製造業を挙げている。

一方、兎角軍事技術と結びつけられ易い重工部門では、小型エンジン、塩化ビニール、コンパウンド、ERPポット、再生タイヤ、小型変圧器、DIPスイッチ、医療器具、希土類金属、混合水道蛇口、自転車の製造、建設機械の修理を挙げている。

黄喆洪会長は、この合併事業は業種と規模に変化があつたが、今日まで（二〇〇二年時点）希土類製錬、繊維製品製造業、水産物の加工及び貿易、段ボール製造、食堂経営などは継続している、と報告している。その結果、技術者への期待は高まっているようだ。

そして、黄喆洪会長は「科協」の中心的な仕事は「経済活動」でなく、科学研究事業の発展であり、そのために北朝鮮の各研究機関と共同研究事業を進めることが必要だと言つた。共同研究は二〇余種にのぼり、その中でも代表的なものとして、C1化学、精密有機化学、高分子化学、食物生理、半導体、自然保護、超伝導及び水素貯蔵合金などの調査研究を挙げている。

その研究事業テーマのなかで、黄喆洪会長が

とくにページを多く割いて報告しているのが「水素貯蔵合金の開発」に関する研究である。これは北朝鮮のエネルギー問題を解決するための切実な課題として提起されたという。北朝鮮側の対象研究機関は金日成総合大学物理学部、金日成総合大学触媒研究所、四・二四研究所などが挙げられ、「科協」から課題が提起された当初、北朝鮮側の水素貯蔵合金の開発と応用は進められておらず、共同研究の課題に各種水素貯蔵合金の製造と、物性研究及び応用面からニッケル水素電池の開発を選んだそうである。

水素貯蔵合金の開発では、初期段階では追試を重点的に行ったそうだから、日本からの技術移転を図ったものと推測される。そして、小型電池と電気自動車用の電池開発に努力し、一九九七年初めには水素電池自動車の試作までこぎ着けて二〇〇kmの試験走行に成功したそうである。この開発研究が愛国工場を生んだと言う報告はないが、フラインセラムミックでは、「科協」の開発研究に商工人の支援を受けて平壤に愛国工場が建設されたことは、『朝鮮新報』（六月二〇日号）紙で報道されている。

近代的市民社会への義務

日本の研究機関に勤務する朝鮮人研究者の「反米意識」の問題がある。一般的に日共系の科学者会議が多くの大学及び研究機関に組織され、日本人科学技術者の世界では反米意識が強く存在する。彼らは過去に米国の核保持には反対し、社会主義圏の核開発を「容認」してきた

歴史を持つている。そして、科学者会議と「科協」は社会主義圏が存在した時代には姉妹関係を形成していた。彼らの持つ近代意識が「科協」にも反映していると見られる。彼らの持つ近代意識とは、近代市民社会へ忠誠を誓うことを「ブルジョア的」だと厭うことである。「科協」の存在理由と成っている「科学には国境はないが、科学者には祖国がある」の認識こそ、その近代意識の典型的表れであるが、それを批判出来る認識こそ最もブルジョア的である。科学者に求められるのは近代市民社会への忠誠であるが、それは多くの場合祖国と対立する。第二次世界大戦後に多くの科学者が平和運動に貢献した。それは世界の科学者が近代市民社会を守ることに意義を見出し、彼らの祖国の要請へ疑問を持つたからである。

今「科協」に求められているのは、近代市民社会への忠誠である。「科協」構成員が生活する近代市民社会に忠誠を誓わずに、核とミサイル開発に狂奔する北朝鮮に忠誠を誓っているとしたら、第二次世界大戦後、世界の科学者が求めてきた平和運動に逆行することになる。「科協」の大会報告を読むと、社会主義祖国北朝鮮が熱く語られている。「敬愛する将軍は、祖国で開催される科学技術祝典、全国科学者大会、科学院創立記念報告大会など、国家的な科学者、技術者の重要行事に我が科学者を必ず呼んでください、主体科学技術に積極的に寄与することが出来るように導かれました」（前掲、一九九五年「学術報告会」という中身が「先軍政治」であり、「軍事強国の建設」では近代的市

民社会を保障する「平和」の維持と相容れないことになる。

今「科協」に求められているのは、「祖国」に向かつては、黄喆洪会長が進めている南北間の科学技術交流であり、南北が力を合わせて解決できる分野、環境や気象、科学技術用語の統一問題に取り組むことであり、研究活動の舞台である日本では、近代市民社会の安寧と秩序を守ることへの献身的努力であろう。近代市民社会へどのような貢献が出来るかで、今受けている攻撃が不当なものであれば、当然めぐり去ることが出来るであろう。言葉を変えれば「平和日本」建設への貢献が問われているのである。

（あべけいじ・技術史研究者）

参考文献

- (1) 黄喆洪「在日本朝鮮人科学技術協会の対北韓科学技術協力経験」（韓国科学技術政策院『科学技術政策』(No.134・2002年4月刊)
- (2) イ・チュンゴン「北韓科学技術人材養成体制の変遷及び特徴」（韓国科学技術政策院『科学技術政策』No.134・2002年4月刊）

《書評》

ニコラス・エバースタット 『北朝鮮最期の日』

富山泰・渡辺孝 訳 恒文社、二〇〇三年二月

野副伸一

北朝鮮の核・ミサイル開発による恫喝外交が進展する中、北朝鮮の狙いとその背景を理解するのに格好な本が出版された。それがこの書評でこれから紹介しようというエバースタットの『北朝鮮最期の日』である。本書の特徴は、あとがきにもあるように、「北朝鮮に対する融和政策がいかに無益であり、危険であるかを訴える警世の書である」という点だ。

原著は米国のクリントン政権が朝鮮戦争以来の北に対する経済制裁の緩和を発表した直後の一九九一年一月に出版された。米韓日三国による対北融和策に異議を唱えた本書は、米国内で大きな反響を呼んだ。ニューヨーク・タイムズ、ウォールストリート・ジャーナルといった有力紙や、外交評論誌フォーリン・アフェアーズが書評欄で取り上げ、またエズラ・ボウゲル・ハーバード大教授やポール・ウォルフオウィッツ・ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究所所長（現国防副長官）も本書を絶賛するコメントを寄せたという。

日本語版は原著の発行から三年余り経って出されたが、現時点で読んでも内容的に何ら古さを感じさせない。むしろ著者の分析は、事実の

展開によって輝きを増している。

著者の主張は、「大量破壊兵器による脅しを段階的に強めていくことが、北朝鮮国家の延命のために望ましいだけでなく、絶対に不可欠」（P.228, 229）というのが北の認識であり、それを放置することは南北統一のコストを増大させるだけでなく、東アジアの平和と安定に大きな脅威を与える、というものである。

著者のエバースタットは、あとがきによると、ワシントンの有力シンクタンクであるアメリカン・エンタープライズ公共政策研究所（A E I）の客員研究員で、国務省や世界銀行のコンサルタントを務めた経験を持ち、北朝鮮に関する著書が多数ある。

本書の内容を簡単に紹介したい。本書は六章で構成されているが、各章の内容のポイントは以下の通りである。

第一章、「ポスト北朝鮮」に向けて」では、金王朝という特異な社会主義体制を構築した北朝鮮は、ソ連の崩壊により今や瀕死の状態にある。北が直面する危機は複合的なものであるが、特に食糧危機は他の社会主義国と違って、体制発足後四〇年以上経って起ったものであ

り、根が深い。「イデオロギーと文化の浸透」による体制崩壊を恐れる北当局は、太陽政策を推進する韓国の思惑は先刻承知であり、改革へ向かう気はさらさらでない。むしろ「絶えず危険を増すことで、贈り物攻勢で北を宥めるしかない」と近隣諸国を観念させるつもりでいることは明らかだ（P.54）。今日、北への融和政策が取られているのは、弱い政府は理屈抜きに融和政策が好きであるからだ。

第二章「民族のねじれ 究極の統一はあるか」では、北の統一政策の変遷が語られている。朝鮮半島の統一計画は、北にとって初めから最も重要な政策目標であり、国家戦略であった。朝鮮戦争はその発動であったが、悲惨な読み違えでもあった。それにも拘らず北は統一計画を基本的には変えなかつたようだ。その後の統一政策は、力の蓄積段階（一九五三～六二年）、賭けの段階（六二～七九年）を経て、今日行き詰まりの段階（八〇年以降）を迎えている。九〇年代末の時点で、北は暫定的に政権を延命させる一時しのぎの交渉を一種の「生命維持装置」とし、それで機能している国家である。

第三章「北朝鮮経済が直面する三つの課題」では、北の経済が今日直面している問題を三つに分けて論じている。第一は「戦争経済」、つまり戦時総動員を目的とした種々の中央集権型計画経済システムが抱える問題である。この点に関しては、特に国防支出負担の大きさが論じられている。第二は外部からの重大な経済的衝撃が中央計画経済、戦時経済に及ぼす問題が挙げられる。特に九一年の対ソ貿易激減によるショックが言及されている。第三は共産主義経

済下での深刻な食糧不足に伴う一連の諸困難である。ここでは北の食糧危機が他の共産主義国家のそれと相違している点が詳細に分析されている。

第四章「『太陽政策』と貿易のひずみ」では、「貿易を通じての和解」、即ち南北間の経済交流拡大によって、朝鮮半島の緊張が軽減され、敵対国家間に真の和解の道が開かれるとする見方の可否が検討されている。著者の判断は、その可能性は小さいというものである。その基本的理由は、「北の対外戦略（あるいは国内の政治構造）が抜本的に変わったことがはっきりしない限り、通商が南北関係を改善させる外交上のこととして機能すると期待することは合理的ではないし、非現実的である」（p163）からである。

第五章「米朝経済関係の見直し」では、北の貿易や対外債務の意味合いが論じられている。都市化されている経済であるにも拘わらず、北の一人当たり年間輸出額は五〇ドルと異常に低い。これは北の主張する「チュチェ及びそれと相関関係にある『自立的社会主義経済』建設による。しかし気乗り薄な通商関係とは裏腹に、海外からの経済支援の獲得努力は、執拗かつ集中的で、非常に巧妙だった」（p189）。他方「北と西側諸国の経済関係は、約一〇億ドルの商業融資に対する七〇年代半ばの債務不履行により、深刻な打撃を受けているが、北は融資を贈与のごとく扱った結果、国際的な信用を損ね、通常の貿易金融を受けられなくなり、世界市場での大半の取引をパートナーにするしかなかった」

(P194)。

第六章「南北統一のコスト」では、「さまざまな証拠から見て、北の衰退傾向を逆転させるのは難しい」（p221）と見る著者は、自らの体制を救うため北が採りうる措置として、南北統一の放棄や金王朝の放逐（非スターリン化）が考えられるが、北がこうした現実路線を採ることは不可能であると見る。残された道は、近隣諸国はもちろん、もっと遠くの敵対国に対しても大きな被害を与えられる力を増強し続けるという道である。即ち、大量破壊兵器による脅しを段階的に強めていくことで、北体制の延命を図る道である。

そういう状況にあっても韓国は統一を急がず、ゆつくりやろうと考えている。しかし、統一が遅れば遅れるほど南北間格差は拡大し、経済的重荷は増大してくるし、北東アジアの安全保障と経済的繁栄を狭めることになる。ではどうしたら良いのか。韓国が「自由で平和的な統一朝鮮の実現を意図的に準備、促進する政策」（p245）を進めることであり、同時に経済改革を進め海外直接投資が入り易い政策をつくることである、と著者は主張する。

以上が、各章の大雑把な要約である。読みごたえのある本である、というのが評者の読後感でもある。北朝鮮や統一問題についての認識に共感する点が多く、米国人でもこういう見方をしている人がいることを知り、嬉しく、且つ励まされる思いがした。北経済の構造分析にページが多く割かれているのも本書の特徴である。著者の南北朝鮮についての知識は半端なものではな

く、鋭い指摘にしばしば驚かされた。

その例を一つだけ紹介しておこう。「北朝鮮にとり、黒倒の対象である資本主義世界からの資金を懐に入れることは、イデオロギー的に何の問題もない。昔の東アジア秩序での朝貢国としての伝統的な朝鮮の役割と正反対に、チュチェ外交は貢物を要求する外交であり、すべての貢物はよい貢物なのだ。貢物は、北朝鮮国家の国内的活力を強めるだけでなく、北朝鮮の国際的地位を確認し、北朝鮮の外交政策の正しさを立証し、北朝鮮の国際的権威にお墨付きを与えるものだ」（p53）。この指摘は核心を突くものと言わざるを得ない。

最後に、敢えて本書に注文を付けるとしたら、次の二点がある。第一に、著者は北が核・ミサイル開発による恫喝外交に進むしかないことを正しく予測したのだが、それに対して米韓日三国がどう対応すべきなのが具体的に考察されていないことである。

第二に、第一と関連するが、「自由で平和的な統一朝鮮の実現」は極めて望ましいが、大量破壊兵器で武装した北を相手にどうやったら可能なのか。北で宮廷クーデターでも起こり、金正日が排除されればその可能性も出てこよう。しかしそうでない場合、一戦を交えてやるしかないのではないかと。

日本の安全保障と深く関わる朝鮮半島の激動が予想される現在、日本は「ポスト金正日」に早急に備えて置く必要がある。本書は我々日本人にとっても「警世の書」なのである。

(のぞえしんいち・アジア研究所教授)



今回の問題は「一国両制」を具現化するために制定された「中華人民共和国香港特別

香港のデモと「一国両制」

中国返還六周年記念を迎えた七月一日、香港で五〇万人規模のデモがあった。香港でこのような大規模なデモ行進がみられたのは、一九八九年六月の天安門事件に対する抗議以来のことである。

デモ参加市民が問題としたのは、香港特別行政区立法会（香港の国会）で立法化作業中の国家保安立法の内容であった。この法案が成立すれば北京中央政府による政府転覆などを理由とした香港への締め付けがより厳しくなることが懸念されたのである。

法案の修正あるいは立法作業の一時停止を迫る民主党などの要求に対し、董建華行政長官は、公開諮問の実施と法案採決の延期を表明、したものの、国家の安全に対しては特別行政区も責任があるとの立場は崩さず、自身の辞任も否定している。七月十九日には北京を訪問し、国家首脳との間で事後策が検討された。

今回の問題は「一国両制」を具現化するために制定された「中華人民共和国香港特別

行政区基本法」（九〇年四月採択、九七年七月一日施行）にそもそもその発端があった。同法第二三条は、中央人民政府転覆、国家機密窃取などの行為を禁止するばかりでなく、香港の政治組織・団体が外国の政治組織・団体と関係を持つことをも禁止し、同時にこれらのことを禁止する法律を特別行政区が自ら制定することを義務付けているのである。

この意味では、今回の立法化自体に問題はないが、どのような行為が中央政府の転覆を図つたとされるのか、また外国のどのような組織・団体と関連を持つことが法律に抵触するのかなどに關し、中央政府による玉石色の解釈が危惧されているわけである。

香港の「小憲法」と称される「基本法」には、もともと香港市民に歓迎されぬ規定が幾つかあった。一三条以上に問題視されたのが、立法会議員の選出方法であった。早急に直接選挙による議員の割合（九七年二〇名）を拡大しようとの民意に反し、規定では二〇〇六年までは三〇名（定員六〇名）に抑えられることとなった。結果、議会与党は職能団体と選挙委員会の選出するいわゆる親中派を中心に構成され、「一国両制」の理想が実現することなく今日に至っているのである。

周知のとおり「一国両制」は「和平統一」とともに、中国の祖国統一の基本原則であり、その本来の対象は台湾である。容易に定着しない香港の「一国両制」の現状を、台湾の人々ほどのように受止めていることであろうか。

（小林照直・アジア研究所教授）

アジア研究所だより

『イスラム原理主義とアジア』9・11事件の衝撃』の発刊

当研究所主催の第二十二回公開講座の内容をまとめ、アジア研究所叢書十七号として『イスラム原理主義とアジア』を発刊しました。同書の構成は次のとおりです。

第一章「アラブ世界におけるイスラム復興運動」9・11事件とアラブ世界」（新妻仁一・亜細亜大学国際関係学部教授）、第二章「9・11事件と中国の安全保障」（安田淳・慶應義塾大学法学部助教授）、第三章「タリバン後のアフガニスタン展望」（遠藤義雄・拓殖大学海外事情研究所教授）、第四章「インドネシア」生活の中のイスラムと9・11事件」（高殿良博・亜細亜大学国際関係学部教授）、第五章「パレスチナ問題」（平山健太郎・ジャーナリスト・元NHK解説委員）

定価は一、二〇〇円にて、書店にてお求めいただけます。

第二十三回公開講座が終了

六月七日から七月五日までの毎週土曜日に「イラク後の朝鮮半島」東アジアの新局面を探る」をテーマ実施した第二十三回公開講座が終了しました。延一、〇三〇人の方々にご参加いただき毎回活発な質疑応答が交わされました。講師ならびに参加された多数の方々のご協力に改めて感謝申し上げます。